

霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 11 月 28 日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第 2 条 霧島市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の霧島市長等の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与等条例」という。）は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、改正前の霧島市長等の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

人事院勧告を考慮し、本条例の所要の改正をしようとするものである。